

# 令和8年大口町教育委員会2月定例会議

令和8年2月26日

午前9時30分開議

大口町総合福祉会館 2階 C会議室

## 議事日程

日程第1 教育長報告

日程第2 議事録署名者の指名

日程第3 議 題

議案第2号 学校給食用物資納入業者の指定について

議案第3号 大口町教育委員会後援名義の使用許可について

議案第4号 大口町教育委員会後援名義の使用許可について

議案第5号 令和8年度愛知県教職員定期人事異動内申について

日程第4 連絡・報告事項

(1) 大口町教育委員会後援名義の使用許可の報告について

日程第5 その他

## 出席者

教 育 長	社 本 寛	教育長職務代理者	鈴 村 由布子
委 員	水 谷 恵 子	委 員	舟 橋 由 治

## 説明のため出席した者

生涯教育部長	松 井 宏 之	学校教育課長	岩 田 雄 治
学校教育課主幹兼 派遣指導主事	大 野 佑 樹	学校教育課主査	江 口 友 香
学校給食センター 主幹兼所長	丹 羽 清 人	生涯学習課長	兼 松 昌 史
図書館主幹兼			

図 書 館 長 鈴 木 加 代 子

## ◎開会

○松井生涯教育部長 それでは、定刻になりましたので始めさせていただきます。

本日の出席委員は3名であります。定足数に達しておりますので、これより令和8年大口町教育委員会2月定例会を始めます。

なお、傍聴人はございません。

(午前 9時30分)

---

## ◎日程第1 教育長報告

○松井生涯教育部長 日程第1、教育長報告をお願いします。

○社本教育長 おはようございます。

2月があっという間に過ぎていくなという気がします。お手元のほうには2月の少し書いたものをお配りしました。また後で目を通していただければというふうに思っています。

あと教育委員会としては、新年度予算編成が終わりまして、いよいよ3月議会を迎えます。また、これから町のほうで議事として進められた後、また委員の皆様方には予算の関係、御説明しようと思っております。

また、一般質問のほうで修学旅行の無償化、それから部活動の関係、それからAIに関する3つの案件が一般質問として出ています。教育行政と学校との連絡、それから調整ですね、そういったことをしながら一般質問の回答をつくっていきたいと思いますけれど、また今調整中ですので、教育委員の皆様方には調整後、こんなようなことがありましたということは御報告したいというふうに思っています。以上です。

○松井生涯教育部長 ありがとうございます。

それでは、日程第2以降につきましては、教育長の取り回しでお願いいたします。

---

## ◎日程第2 議事録署名者の指名

○社本教育長 それでは、日程第2、議事録署名者の指名を行います。

議事録署名者には、鈴木由布子教育長職務代理者と舟橋由治委員を指名しますので、よろしくお願いいたします。

---

## ◎日程第3 議 題

### 議案第2号 学校給食用物資納入業者の指定について

○社本教育長 続きまして、日程第3、議案第2号 学校給食用物資納入業者の指定についてを議題とします。

議案について、事務局、説明をお願いします。

○丹羽学校給食センター主幹兼所長 議案第2号 学校給食用物資納入業者の指定について。

学校給食用物資納入業者の指定に関する要綱第4条の規定に基づき、別紙のとおり指定するものとする。令和8年2月26日提出、大口町教育委員会教育長 社本寛。

提案理由、この案を提出するのは、令和8年、令和9年度学校給食用物資納入業者の指定をする必要があるからである。

1ページはねていただきまして、一覧表がございますが、ここには、1番の公益財団法人愛知県学校給食会をはじめとしまして、裏面の次ページの一番下の米印の社会福祉法人おおぐち福祉会まで19の業者または団体の名称、所在地、代表者名、納入希望品名、食品衛生監視点数が示されております。

今回、新規参入はございませんでした。

右端の食品衛生監視点数とは、管轄の保健所が立入検査をいたしまして、その施設の構造や食品取扱設備、機械器具等を調査いたしまして、管理運営が衛生的に維持されているかを細部にわたり基準を設け、最高100点を満点として点数をつけるものでございます。

それで、これらの業者は昨年12月に、令和8年と令和9年の学校給食用物資を納入したいということで申請をいただいたものでございます。

給食の食材の調達につきましては、いつ、どこから、誰でも調達できるわけではございません。一定のルールを設けております。

次ページを御覧いただきたいと思えます。

学校給食用物資納入業者の指定に関する要綱でございます。

この中の第4条に、納入業者の指定は、次に掲げる事項により大口町立学校給食センター運営委員会が審査し、教育委員会が指定するとなっております。次に、(1)申請書による事業内容の審査や、(2)実績の検討及び納入物資の適否、次ページに行って、(3)の保健所による衛生調査の良否などが掲げられています。そこで毎回私どもが注意をしている点は、(3)の食品衛生監視点数でございまして、これが81点以上ないといけないとなっております。

戻りまして、令和8・9年度学校給食用物資納入業者指定申請者一覧表を御覧いただきたいと思えます。

表の右端に、今御説明しました食品衛生監視点数がございます。御覧いただきますとおり、今回申請をいただいた業者さん全てこの基準をクリアしております。ただし、米印がついております下から3つ目の業者及び団体につきましては、食品衛生監視点数がございません。

この理由といたしましては、もともと農協以下3団体につきましては、給食物資を専門に取り扱う業者でございませし、特に営業しているわけではございません。保健所が立ち入って

調査するような施設、機械設備等もございませんが、私どもが大口町産の野菜や果物などを給食物資として納入していただくこと、いわゆる給食における地産地消を推進する上ではなくてはならない業者、団体となっております。町内で取れた野菜などをセンターに納入していただく時期の確認や調整をしていただきながら納入をしていただいております。

先ほど見ていただきました要綱を準用いたしまして、指定申請書を上げさせていただきましたので、御了解をいただきたいと思っております。

この要綱に基づきまして給食物資を調達しているわけですが、この業者を指定する流れを御覧いただきたいと思っております。

一番最後のページになります。

申請書の受付が偶数年度の前年の12月で、令和7年の12月になります。2月9日の学校給食センター運営委員会で審査をしていただきまして承認を受けました。

本日、教育委員会定例会での指定の議決をいただきまして、納入業者への指定の通知を送付し、納入業者からの誓約書を提出していただきまして、物資調達業務契約の締結を4月1日に行うこととなります。

以上で説明を終わります。指定に関する議決をお願いしたいと思います。

○社本教育長 説明が終わりました。

それでは、この案件について、御意見、御質問がありましたらお願いします。

どうぞ、鈴木委員。

○鈴木教育長職務代理者 新規の業者はないというお話でしたが、逆に、取り消された業者などはございますか。

○丹羽学校給食センター主幹兼所長 2件ございまして、申請してこなかった業者が2件ございまして、名古屋のイッシンというところと犬山の魚錠が1年間取引なかったということで、2年間ですかね、申請がなかったということで。

1者、私に来てからちょっと点数が低かったので辞退したところもあるんですけど、なかなかお願いしても人が足りないとか、ルートがちょっとということでなかなか申請をしていただけないもんですから、今後とも増やしていければ価格の競争があるもんですから、増やしていけるような状況にはしていきたいんですけど、なかなか中小企業さんが多いということで難しい面があるんですけど、努力はさせていただきたいと思っております。

○社本教育長 どうぞ。

○水谷委員 指定については問題ないんですが、17番の愛知北農業協同組合の野菜等というところの等の部分は何でしょうか、教えてください。

○丹羽学校給食センター主幹兼所長 今のところ大豆もあるんですよ。棚村ふぁーむが作った

大豆を入れていますので、野菜と穀物、米は入れていないんですけど、大豆が入っています。すみません。

○水谷委員 もう一つ、19番のおおぐち福祉会の野菜なんですけど、この野菜は。

○丹羽学校給食センター主幹兼所長 タマネギになります。

○水谷委員 これはおおぐち福祉会さんの畑ということですか。

○丹羽学校給食センター主幹兼所長 ですね。ちょっと場所は確認できていないんですけど、普通の露地栽培でタマネギをやっていたんですけど、不作の場合もありますので、量的にはあまり取れないという状況がございますが、やっていたいているということですね。

○社本教育長 ほかによろしいでしょうか。

(挙手する者なし)

○社本教育長 それでは、ないようですので、質疑を終了して、議案第2号 学校給食用物資納入業者の指定についての採決に入ります。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○社本教育長 異議なしと認め、本案は可決しました。

---

### 議案第3号 大口町教育委員会後援名義の使用許可について

○社本教育長 続きまして、議案第3号 大口町教育委員会後援名義の使用許可についてを議題とします。

議案について、事務局、説明願います。

○岩田学校教育課長 失礼します。

議案第3号 大口町教育委員会後援名義の使用許可について。

別紙のとおり後援名義使用許可申請がありましたので、大口町教育委員会の議決を求める。

令和8年2月26日提出、大口町教育委員会教育長 社本寛。

提案理由といたしましては、この案を提出するのは、大口町教育委員会後援名義使用に関する要綱第5条により審査を求めるため、必要があるからであります。

1枚めくっていただき、許可申請書を御覧ください。

申請者は、団体名、愛知文教大学学び合う学び研究所、代表者、富田健弘です。

事業名は、愛知文教大学学び合う学び研究所セミナーです。

目的及び事業概要は、義務教育学校の教師、高等学校の教師、大学研究者、教員志望の学生に向けて、授業づくりや学校づくりを学び合う場を提供し、教育振興のため社会連携の一環とすることを目的として、月1回のセミナーにおいて、授業づくり・学校づくりの実践を基に参

加者で学び合い、また論文講座を開催し、実践論文研究を行う授業です。

開催期日は、令和8年4月25日土曜日から令和9年2月27日土曜日までの11日間です。

開催場所は、愛知文教大学です。

対象者は、義務教育学校の教師、高等学校の教師、大学研究者、教員志望の学生で、参加予定人数は、セミナーが1回20人の11回、論文講座が1回5人の11回となっております。

以降のページに事業収支予算書、セミナーのチラシ、設置規程、これまでの経歴、参加者状況を添付しています。

なお、事前にお配りして、鈴木委員から御質問いただいていた過去に文教大のチラシ配布とか、後援名義の許可があるかということでしたけれども、ちょっとそれは過去にないということを確認はできませんでした。

議案第3号 大口町教育委員会後援名義の使用許可についての説明は以上です。よろしくお願ひします。

○社本教育長 説明が終わりました。

この案件について、御意見、御質問がありましたらお願いします。

(挙手する者なし)

○社本教育長 それでは、特に御意見、御質問はないようですので、先ほど鈴木委員からの事前の質問に関しては、確認はできなかったという確認ができたということですのでよろしいですね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○社本教育長 ということです。

それでは、大口町教育委員会後援名義の使用許可について、許可ということでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○社本教育長 ありがとうございます。

それでは、議案第3号の大口町教育委員会後援名義の使用許可については許可でお願いをいたします。

---

#### 議案第4号 大口町教育委員会後援名義の使用許可について

○社本教育長 続きまして、議案第4号 大口町教育委員会後援名義の使用許可についてを議題とします。

事務局、説明をお願いします。

○岩田学校教育課長 お願いします。

議案第4号 大口町教育委員会後援名義の使用許可について。

別紙のとおり後援名義使用許可申請がありましたので、大口町教育委員会の議決を求める。  
令和8年2月26日提出、大口町教育委員会教育長 社本寛。

提案理由といたしましては、この案を提出するのは、大口町教育委員会後援名義使用に関する要綱第5条により審査を求めるため、必要があるからであります。

1枚めくっていただきまして、許可申請書を御覧ください。

申請者は、団体名、一般社団法人犬山青年会議所、代表者、理事長 戸部秀朗です。

事業名は、第7回わんぱく相撲犬山場所です。

目的及び事業概要は、子どもたちが真剣に挑戦し成長できる機会を提供するため、犬山市周辺の小学生を対象とした相撲大会の実施です。

開催期日は、2026年、令和8年5月16日土曜日的一天です。

開催場所は、犬山市犬山北小学校体育館です。

対象者は、近隣に在住する小学生で、参加予定人数は80人となっております。

以降のページに事業収支予算書、チラシ、定款を添付しております。

なお、申請書のほうですが、皆さんにお配りしている申請書に申請日が多分抜けていると思います。申請日、令和8年2月2日をお願いします。

それから、開催場所のところの公衆衛生、災害防止等の措置のところは、あり・なしがチェック入っていませんが、ありのほうでチェックをお願いします。

それから、入場料の徴収に関してですが、これも無料です。

それから、過去の後援名義の使用許可実績ですけれども、ありということで、平成30年2月21日に第5回わんぱく相撲犬山場所ということで、過去に許可をしている実績がありました。ちょっとその辺が最初の申請をもらったときに抜けておりましたので、追加をお願いします。

議案第4号 大口町教育委員会後援名義の使用許可についての説明は以上です。よろしくお願ひします。

○社本教育長 説明が終わりました。

この案件について、御意見、御質問がありましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

(挙手する者なし)

○社本教育長 それでは、御意見や御質問がないようですので、大口町教育委員会後援名義の使用許可について、許可でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○社本教育長 ありがとうございます。

それでは、議案第4号の大口町教育委員会後援名義の使用許可については許可をお願いをし

ます。

---

#### 議案第5号 令和8年度愛知県教職員定期人事異動内申について

○社本教育長 続きまして、議案第5号 令和8年度愛知県教職員定期人事異動内申についてであります。

議案の説明に入る前に、会議の公開、非公開について発議させていただきます。

教育委員会の会議は、原則公開であります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項に、教育委員会の会議は公開する。ただし、人事に関する事件その他の事件について、教育長または委員の発議により、出席者の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができると規定されています。

本日の議案第5号 令和8年度愛知県教職員定期人事異動内申についてにつきましては、公にすることにより、率直な意見交換、意思決定の中立性が損なわれるおそれがありますので、非公開とするよう発議します。

それでは、採決に入ります。

議案第5号 令和8年度愛知県教職員定期人事異動内申についてを非公開とすることに対し、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○社本教育長 3分の2以上の挙手がありましたので、非公開とします。

暫時休憩をします。

学校教育課以外の職員はすみません、退席をお願いします。

(午前 9時49分)

---

○社本教育長 それでは、休憩を閉じ、会議を再開します。

(午前10時06分)

---

#### ◎日程第4 連絡・報告事項

○社本教育長 続きまして、日程第4、連絡・報告事項に入ります。

大口町教育委員会後援名義の使用許可の報告について、事務局、説明をお願いします。

○岩田学校教育課長 お願いします。

大口町教育委員会後援名義の使用許可の報告についてです。

前回の定例会以降、1事業について使用許可をし、4事業について実績報告がありました。

なお、使用許可をしました1事業と実績報告のありました4事業につきましては、それぞれ

資料のとおりですので、御確認をください。

説明は以上です。

○社本教育長 ありがとうございます。

報告事項ではありますけど、何か質問とかありましたらお出しただければと思います。

よろしいでしょうか。

(挙手する者なし)

---

#### ◎日程第5 その他

○社本教育長 それでは、日程第5、その他に移ります。

事務局、何かありますか。

○岩田学校教育課長 ありません。

○社本教育長 教育委員さんのほうから御質問とかあればお出しただければなと思いますけれど、よろしいでしょうか。

(挙手する者なし)

○社本教育長 それでは、ないようですので、協議、連絡事項は終わりました。

事務局のほうへお返しをいたします。

○松井生涯教育部長 ありがとうございます。

それでは、最後に教育長、一言御挨拶をお願いします。

○社本教育長 令和5年10月、大口町教育委員会のほうから大口町いじめ問題対策委員会のほうへ調査の依頼をいたしました。その調査報告が3月3日に委員会から提出される予定であるというふうにお聞きをしました。

3月13日の教育委員会の定例会で、その調査報告について、その取扱い等御審議いただきたいというふうに思っていますけれど、今のところ、調査報告の素案が60ページ弱あると聞いていますので、事前に教育委員さんへのほうにお渡しをして、お目通しをいただいてから御意見等をいただきたいというふうに思っております。お渡しする件については、後日調整をさせていただきますので、よろしく願いいたします。以上です。

○松井生涯教育部長 ありがとうございます。

以上をもちまして、2月の大口町教育委員会定例会を終了いたします。お疲れさまでした。

(午前10時09分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

委 員

委 員